

議案第 67 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の改正経緯及び概要

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の概要について

(1) 補償基礎額の改定（非常勤消防団員等）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償の額の算定基礎となる補償基礎額が、表のとおり改定されました。

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,440 (12,400)	13,320 (13,300)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)

備考：() 内書は改正前の補償基礎額

(2) 補償基礎額の改定（消防作業従事者等）

消防作業従事者等（消防作業に従事した市民等）の補償基礎額の最低額が 8,800 円から 8,900 円に引き上げられました。

(3) 法定利率の改正

民法の一部改正による法定利率の改定に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率が「百分の五」から「事故発生日における法定利率」に改められました。

2 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例について

(1) 経緯

宝塚市消防団員等公務災害補償条例（以下「本条例」と言います。）は、基準政令が改正される度、一部改正として直後の議会に提案し、議決後、基準政令の施行日に遡って適用させる、あるいは、基準政令と同日に施行する必要がある場合は市

長専決を行ってきました。

(2) 概要

現行条例では、損害補償の種類、基礎額、種類に関する詳細、その他損害補償を行うために必要な事項などを定めていますが、改正案では、第4条に「損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定の例による」と規定し、基準政令に定める内容に準拠することとします。

これにより、基準政令の改正内容を、今後は即日適用することができるようになります。また、この改正により現行条文第5条から第26条までの28条及び附則を削ることから、全部改正とするものです。

3 本条例の改正に伴う他条例の改正について

本条例を改正するに伴い、本条例を引用している以下の条例の一部を改正します。

- (1) 宝塚市の議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例
- (2) 宝塚市職員公務災害等見舞金支給条例
- (3) 宝塚市消防賞じゅつ金等支給条例

4 施行日について

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとします。